平成２６年（フ）第１０１号
岡山県井原市美星町黒忠4130番地
債務者　山室富美子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
岡山県井原市美星町黒忠4130番地
債務者　山室雲こと　ＣＨＥＮ　ＹＵＮ　陳云
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
岡山県倉敷市連島町連島2545番地82
債務者　小原　祐二
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
岡山県倉敷市松島1125番地９
債務者　瀬戸　潤一
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
岡山県小田郡矢掛町矢掛2076―１　カルム・プロムナードＢ203、住民票上の住所岡山県小田郡矢掛町小田1870番地
債務者　三宅　武治
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
岡山県小田郡矢掛町矢掛2076―１　カルム・プロムナードＢ203、住民票上の住所岡山県小田郡矢掛町小田1870番地
債務者　三宅美由紀こと　金　美由紀
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
岡山県倉敷市西中新田268番地１　小野コーポ１―101号
債務者　白井　嘉彦
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
岡山県倉敷市亀山812番地１
債務者　山田美枝子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６４９号
北海道小樽市末広町１番15号
債務者　柳澤　美和
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５５号
札幌市北区屯田９条４丁目１番２―407号
債務者　川端　智義
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７７号
札幌市豊平区豊平４条９丁目２番35号　竹内荘206号
債務者　西根紀一郎
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２６号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番９号　第２森宅建菊水ビル105号
債務者　村上　法広
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０１号
北海道江別市野幌町37番地の７　レーベン野幌403
債務者　金泉　初枝
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７８号
札幌市手稲区手稲本町４条３丁目５番20号　渡部方
債務者　阿部　健雄
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１１７号
札幌市東区北38条東３丁目２番14号　ノースベイ383―802号
債務者　瀬戸　　豊
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１２１号
札幌市北区新琴似１条10丁目10番１号　ＫＨコーポＥ号
債務者　北林たか子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５号
福島県会津若松市東年貢２丁目１番18号　酒井貸家南側号室、前住所福島県会津若松市東年貢１丁目４番７号　阿部アパート２号
債務者　穴澤さち子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係